

幼稚園等を利用する方への給付金額について

幼稚園等を利用する方への給付上限額については、利用している幼稚園等の種類により、以下のとおり異なります。いずれも「給付上限額」であるため、給付金額は実際に負担する費用相当分までとなります。

なお、新制度未移行の私立幼稚園を利用する方等への給付月額上限額は、国が示している25,700円に加えて、東京都の上乗せ1,800円～（下表のとおり所得やきょうだいの人数により変動）と市独自の上乗せ5,200円を加えたもの（合計32,700円～）となります。

●幼稚園等の種類及び給付上限額（国の設定額）

幼稚園等の種類	教育時間の給付上限額	預かり保育の給付上限額
新制度未移行の私立幼稚園	月額25,700円 ＋ 都・市上乗せ（下表）	日額450円 （月額11,300円を上限） ・無償化の対象として確認された預かり保育事業に限ります。 ・新3号認定の方の上限月額は16,300円となります。※ （事前に新3号認定の申請が必要です） ・保育の必要性のある第2子以降の満3歳児の方の上限月額は16,300円となります。※ （事前に保育の必要性を証明する書類の提出が必要です） ※満3歳児になった後の最初の3月31日まで
私立特別支援学校の幼稚部	月額25,700円 ＋ 都・市上乗せ（下表）	
新制度幼稚園	都・市上乗せのみ（下表） ※保育料が0円に設定されるためです。	
認定こども園（幼稚園部分のみ）	都・市上乗せのみ（下表） ※保育料が0円に設定されるためです。	
国立大学附属幼稚園	月額8,700円	
国立大学附属特別支援学校の幼稚部	月額400円	
幼稚園類似の幼児施設	下表のとおり	

※東京都の保育料補助制度拡充に伴い、令和7年9月から認定を受けない第一子の満3歳児についても、保育の必要性が確認できる場合には給付対象となります。

●東京都・市独自上乗せの給付上限額

区分	所得の基準、世帯合計の市民税所得割額	第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護世帯 区分2のうちひとり親世帯等	11,400円 （30,600円）	11,400円 （30,600円）	11,400円 （30,600円）
2	市民税所得割額が非課税の世帯 区分3のうちひとり親世帯等	8,400円 （27,600円）	11,400円 （30,600円）	11,400円 （30,600円）
3	市民税の所得割額が 77,100円以下の世帯	7,000円 （26,200円）	7,000円 （26,200円）	11,400円 （30,600円）
4	市民税の所得割額が 211,200円以下の世帯	7,000円 （26,200円）	7,000円 （26,200円）	10,800円 （30,000円）
5	市民税の所得割額が 256,300円以下の世帯	7,000円 （26,200円）	7,000円 （26,200円）	10,200円 （29,400円）
6	市民税の所得割額が 256,300円を超える世帯	7,000円 （26,200円）	7,000円 （26,200円）	7,000円 （26,200円）

※（ ）内は、幼稚園類似の幼児施設を利用している場合の金額です。

教育時間の給付の対象となる費用

●新制度未移行の私立幼稚園、私立特別支援学校の幼稚部、幼稚園類似の幼児施設

・・・入園料、保育料、その他納付金（教材費、冷暖房費、施設維持費、衛生費等）

※ 食材費、行事費、制服代、PTA会費、入園選抜料は無償化の対象外となります。

●新制度幼稚園、認定こども園（幼稚園部分のみ）

・・・特定負担額

●国立大学附属幼稚園、国立大学附属特別支援学校

・・・入園料、保育料